



2018年3月8日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：3250 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年  
電話番号 03-4500-4208

### 譲渡制限付株式の発行に関するお知らせ ～新卒従業員を対象とする株式報酬制度導入後の初回付与～

当社は、本日開催の取締役会において、2017年4月1日付で入社した新卒従業員に対し、新株式を発行し報酬として付与することを決議しましたので、お知らせいたします。

これは、当社が2016年12月1日に「エー・ディー・ワークス、自社株式を報酬に組み込む新制度を導入※」としてお知らせした新制度であり、年収の一定割合を自社株式で提供する制度（以下「本制度」）の初回の新株発行および付与となります。

※ <http://contents.xj-storage.jp/xcontents/32500/23134828/e0c6/4ffb/9f33/e1abea9cc175/20161201154530477s.pdf>

#### 1. 本制度を導入した目的

近年におけるわが国の若年層の給与水準は、インフレ率が低位で推移していることに伴いベースアップを期待しにくい状況が続くなど、伸び悩む傾向が現れております。このことは当社においても例外ではありません。

一方で当社は、事業の成長を安定化させるためには、当社の企業理念や事業推進の要諦を体現できる人材を増やす必要があると考えており、従業員の採用においては、新卒採用の比重を高めております。

ベースアップが難しい経済情勢の中で、優秀な新卒従業員の採用を実現するためには、会社の成長と従業員自身の成長をシンクロさせ、なおかつ採用競争力を担保できるための仕組みが必要であると認識いたしました。

そこで、成長ステージにある当社は今後の株式時価総額の上昇への期待が持ちやすいことに注目し、新卒従業員に株式を報酬として付与する本制度の導入を決定しました。これにより、新卒従業員が、当社の成長への貢献を自身の所得水準の向上に直結させることが可能となります。あわせて、東証一部指定からまだ3年目である当社が人材採用市場における存在感を強める効果も期待できます。

また、本制度は、新卒従業員が株式市場に慣れ親しみ見識を深めることを副次的効果として狙っております。これは結果として、当社の主要なお客様である個人富裕層を中心とする投資家の目線を理解することにつながり、当社のサービスレベルの向上にも資するものです。

さらに本制度は、近年わが国で推し進められている「貯蓄から投資へ」の流れに沿うものであり、一企業として、日本の株式市場の活性化に貢献するという社会的な意義もあわせ持っているものと考えております。

## 2. 募集の概要

(1) 株 式 種 別	特定譲渡制限付株式（法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式）
(2) 払 込 期 日	2018 年 3 月 30 日
(3) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 74,700 株
(4) 発 行 価 額	1 株につき 43 円
(5) 発 行 価 額 の 総 額	3,212,100 円
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社従業員 9 名 74,700 株

### 【本制度の詳細】

対象新卒従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が発行又は処分する普通株式 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等、本制度により当該普通株式を引き受ける対象新卒従業員に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

今回は対象新卒従業員に、金銭債権合計 3,212,100 円（以下「本金銭債権」）、当社が発行する普通株式 74,700 株（以下「本割当株式」）を付与いたします。

また、本譲渡制限付株式の割当てにおいては、本制度に基づき、割当予定先である対象新卒従業員 9 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について引き受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象新卒従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その内容には、①対象新卒従業員は、本割当契約によって交付された株式を本割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」）、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」）、②本割当契約に基づき割り当てられた株式の全部又は一部の譲渡制限を譲渡制限期間が満了した時点で解除すること、③譲渡制限が解除されなかった株式その他一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれます。

なお、本制度における株式の譲渡制限期間は約 13 ヶ月としております。

また、本制度は 2022 年度に、企業価値向上への効果や報酬水準の適正度の観点から見直しを行うことを予定しております。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2018年3月30日～2019年5月1日

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、原則として、対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の使用人の地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

#### (3) 当社による無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。また、対象新卒従業員が本譲渡制限期間を満了する前に退職した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとします。

#### (4) 株式の管理に関する定め

対象新卒従業員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

#### (5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものとします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年3月7日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である43円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上